

令和8年度環境産業の市場規模推計等委託業務に係る参加希望書類の募集要領

1 総則

令和8年度環境産業の市場規模推計等委託業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度環境産業の市場規模推計等委託業務

(2) 業務内容等

別添仕様書のとおり。

(3) 予算額

業務の予算総額は、2,519万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

(4) 履行期限

令和9年3月19日

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④ 参加希望書類の募集要領で示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 技術力に関する要件

① 環境産業として定義している215の推計項目*について、市場規模の試算に必要な公開のデータを揃えていること、また試算に当たって、公開データをそのまま活用できる例は一部に過ぎず、大半の項目について、項目の欠損を補う推計や、掛け合わせなどの一定の操作が必要になるため、試算に必要な情報を取得できる能力や経験を有していること。

※https://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/b_houkoku3.pdf の p210 を参照。推計項目は例示のものから変更している可能性があるため、契約締結後環境省担当官に確認すること。

② 環境産業については、対象分野、技術が非常に幅広く、令和8年度に重点的に検討するテーマにより、委員の構成を変更する必要があるため、有識者の専門分野の把握・関係構築ができていること。

③ 経年分析の連続性を維持するため、過去からの当該推計の手法、計算根拠の分析や検証などの能力を有し、関係する有識者に精通していること。

④ 過去年度を含めた公表成果物に対しての外部からの問い合わせ対応を環境省が行う際、積極的に支援する知識と経験を有していること。

(3) 守秘性に関する要件

企業等のサービス規程等において、業務上知り得た情報を漏らさない体制・制度が整備されていること。

(4) 業務執行体制に関する要件

受託者は、業務の進捗状況全体を把握し、業務支援担当者を総括するための責任者として、業務総括担当者を1名以上指名すること。同担当者は、原則、すべての契約期間を通じて同一の者であること。

(5) 業務実績に関する要件

当該業務に従事する事業者が過去に類似業務に従事した実績を有すること。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

環境省大臣官房総合政策課環境計画室

TEL：03-5521-9265（内線22708）

(2) 提出方法

持参、郵送、又はFAX又は電子メール(MOMOKO_WATANABE@env.go.jp)により提出すること。

(3) 提出期間

令和8年4月10日（金）17時まで（持参の場合は、12時～13時を除く）

(4) 回答方法

FAX又は電子メールにより行うとともに、令和8年4月17日までに、環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>委託業務>「参加者確認公募(役務)」>「本件」の「公示」の下段に掲載する

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

① 令和8年度環境産業の市場規模推計等委託業務に係る参加希望書類
(別添様式参照)

② 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和8年4月24日（金）17時

② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

4（1）に同じ。

(3) 書面による提出の場合

① 提出部数

7部

② 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

③ 提出場所

4（1）に同じ

(4) 電子による提出の場合

① 提出方法

電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

② 提出場所

電子メールの場合：MOMOKO_WATANABE@env. go. jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：4（1）に同じ

(5) 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和8年度環境産業の市場規模推計等委託業務に係る参加希望書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった参加希望書類は、無効とする。

ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 参加希望書類は、環境省において、参加希望書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、契約相手になった者が提出した参加希望書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 参加希望書類の審査

(1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して通知する。

(2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。

(3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあつては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあつては、企画競争の手続に移行する。

8 企画競争の手続に移行した場合

(1) 企画競争の手続に移行した場合にあつては、応募要件を満たす応募者に対して、企画競争説明書を交付し、企画書の提出を要請する。

(2) 企画書提出予定期限

令和8年5月8日（金）17時

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

4 (1) に同じ。

(3) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争の手続きに移行した場合に企画書を提出するためには、企画書の提出時までには、当該資格の認定を受ける必要がある。

(4) 本参加者確認公募に係る契約締結は、本業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降となる。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。